



アクティビティーノート 〈第230号〉

2016年3月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1.1. 2016年3月度 相談受付件数 (P.1)
 - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~7)
2. 入手資料の紹介 (P.8)
3. メディア情報から (P.9)
4. 暮らしに役立つマークの話 「SDSについて」 (P.10~11)

1. 相談業務

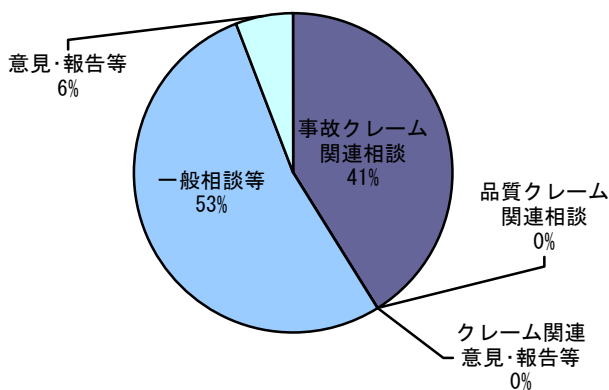
1. 1. 相談受付件数

2016年3月度 相談受付件数 (2/26~3/25 実働: 20日)

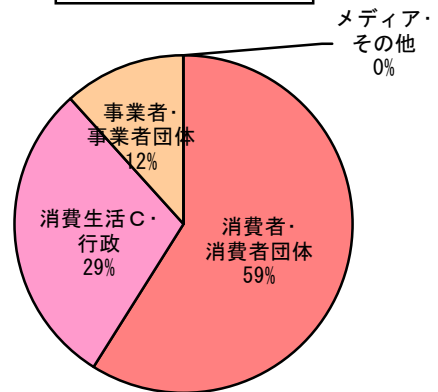
	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	3	0	0	6	1	10	59%
消費生活C・ 行政	3	0	0	2	0	5	29%
事業者・ 事業者団体	1	0	0	1	0	2	12%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	7	0	0	9	1	17	
構成比	41%	0%	0%	53%	6%		100%

相談内容区分 (改訂 2003年8月)

相談内容別構成比(3月度)



相談者別構成比(3月度)



事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <柔軟剤のニオイによる体調不良> 「柔軟剤のニオイで体調が悪くなり、精神的にダメージを受けている。メーカーに製造を止めさせたり、賠償を求めたりすることはできないか」との相談を50歳代の男性から受けている。「ニオイは個人差が大きいので、メーカーに製造を止めるように言うことはできない」と回答しているが中々納得されない。化学製品PL相談センターで何かよいアドバイスはないか。〈消費生活C〉

⇒当センターでも、ニオイについては、相談者に納得性の高いアドバイスをするのが難しい状況です。しかし、相談者が「広くこのような状況を訴えたい」との強い要望をお持ちならば当センターをご紹介ください。（後日当センター宛に、相談者本人から苦情連絡があり、柔軟剤を扱う業界の動きなどを説明した）

- ◆ <タバコ用消臭剤によると思われる体調不良> 「自宅（マンション）の隣の住人が、ヘビースモーカーのため、自宅内でもタバコ臭がした。そこで、管理組合を通じて苦情を申し入れたところ、隣の住人はタバコ用の消臭剤を使い始めたらしく、タバコ臭は軽減された。しかし、タバコ臭以外の特殊なニオイが感じられ、自分は気分が悪く唾液が止まらない。どのような消臭剤で、この様な症状が出るのだろうか」との相談を、60歳代の女性から受けている。医者に行くように勧めてはいるが、類似の相談を受けたことはあるか。〈消費生活C〉

⇒タバコ用消臭剤について、2001年度以降の当センターの相談データを検索しましたところ、2005年に1件、「タバコ用の芳香スプレーでめまいがした」との相談がありましたが、両者の因果関係は特定されていません。ニオイが原因との申出のご相談も調べてみましたが、唾液が止まらないといった案件は、見当たりません。

- ◆ <美容室で付着したと思われる染毛剤に関する損害賠償> 「2週間ほど前に、美容院で染毛した。その際、手やハンドバッグに黒いシミがついていることに、帰宅して気が付いた。これは、美容院で染毛剤が付着したものに違いない。バッグが汚れたことについて、美容院に損害賠償を求めたい」との相談を、中高年の女性から受けている。バッグに付着したシミが、美容院で使用した染毛剤であることを証明することは可能だろうか。また、それが証明できた場

合に損害賠償の請求は可能か。〈消費生活C〉

⇒付着したとされる染毛剤の製品が特定でき、またバッグから相当量の付着物が採取できるのであれば、分析により、両者が同一のものであるか否かを判断することは不可能ではないでしょう。分析機関については、独立行政法人 国民生活センターや製品評価技術基盤機構 (NITE) のWEBサイト (<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) に紹介されています。分析費用は、分析を依頼する者が負担することとなります。損害賠償請求の可否に関しては、本件が役務 (サービス) 上の問題であるため、当センターではわかりかねます。法律に詳しい部署にご相談下さるよう、お願いします。

- ◆ <風呂掃除用器具の柄が折れて負傷> 2~3カ月前に購入した風呂掃除用の柄のついたスポンジを、毎日使用していた。しかし、先日柄が折れてバスタブで顔を打ち、医師の治療を受けた。製造販売元の△△社に苦情を申し入れたところ、返品を受け付けると答えるのみである。治療費などの損害賠償を請求したい。現品の欠陥を検査することはできないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。 (中年の女性) 〈消費者〉

⇒当センターでは製品の欠陥等の検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのWEBサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/) 等に、検査機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。

- ◆ <黒アリ駆除後に体調不良> 一年程前に、自宅 (築30年) のキッチンに黒アリが発生した。そこで、懇意にしているシロアリ駆除業者に相談したところ、業者は調理台の下の床や裏の壁に、黒アリ除去の薬剤 (液状) を散布した。業者はこの薬剤について「人体には安全な殺虫剤」と説明した。しかし、最近になって、舌の先が痺れる、ノドがヒリヒリする等の症状が出始め、この薬剤の影響ではないかと心配になった。この様な事があるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。 (中高年の女性) 〈消費者〉

⇒これまでに黒アリ駆除に関連した相談が寄せられたことはなく、またお話をうかがった限りでは、黒アリ駆除に使用した薬剤の種類がわからないため、当センターではわかりかねます。施工業者に、駆除に用いた薬剤の種類を問合せ、その安全性について説明を求められてはいかがでしょうか。また、ご自分の体調については、その原因を薬剤に限定せずに、内科や耳鼻咽喉科など、専門の医師の診断を受けることをお勧めします。

- ◆ <フロアモップで掃除したフローリングに拭取りムラ> 戸建の自宅 (築1年半) で、フローリングの掃除を思い立った。まず、フローリング用ウェットティッシュ◇◇で軽く拭いた後、△△社のフロアモップ〇〇を用いて掃除をしたところ、フローリングの表面に拭取りムラがのこ

ってしまった。△△社に問合せ、中性洗剤を薄めて拭いてみたが、ムラは消えない。これは〇〇の商品欠陥ではないか。△△社に損害賠償を請求できるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒製造物責任（PL）法では、製品の欠陥によって生命・身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造業者等が損害賠償の責任を負うことを定めています。本件の場合、フローリングの状況や掃除の仕方によってムラになることもあるかと思しますので、まずは△△社に現状復帰可能か否か問い合わせせて見ては如何でしょうか？ その上で、損害賠償が問題になった場合には、当センターは判断できる立場にありませんので、行政が行っている法律相談等、法律の専門家に相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈衣類に付着したシリコン粘土の除去方法〉 自社で販売しているシリコン粘土の玩具が、子供の衣服について、取れないとの苦情を受けている。この玩具は、シリコン樹脂に鉄粉や染料などを練りこんだ製品で、磁石で動く面白さを狙ったものである。一般の洗濯では、粘土が繊維に絡みついて除去できない。アルコールを付けて叩くと、樹脂は除去できるものの、染料が溶出して繊維を染めてしまう。何か良い、除去方法はないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈事業者〉

⇒繊維に付着したシリコン粘土や染料を除去する方法については、当センターには知識がありません。専門の知識を持ったクリーニング店などに相談されてはいかがでしょうか。

◆ 一般相談等

- ◆ 〈紙おむつの安全性〉 「乳幼児の紙おむつを使用している。これを取り換える際に、紙おむつの樹脂が乳幼児の皮膚についていたことがあったが、この材質は安全なものだろうか」との相談を、若い女性から受けているが、何か情報はないか。〈消費生活C〉

⇒紙おむつ等に使用される高分子吸収材は、『吸水性樹脂工業会』の自主基準により、皮膚刺激性試験や接触感作性試験などを行ってその安全性が確認されています。製品個々の安全性については、メーカーが責任を持ってお答えしますので、不安を感じる点を直接メーカーの相談窓口にお尋ねくださるよう、勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈電気釜のフッ素樹脂の安全性について〉 一般消費者から「電気釜の内面をコートしているフッ素樹脂が徐々に剥がれてきている、知らないうちに口にしていると思うが大丈夫か」との問い合わせがあり、どう答えたらよいか教えてほしい。相談者（消費者）はメーカーにも問い

合わせており、安全性は問題ないとの回答を貰っているが、より信頼できる情報がほしいと言っている。〈消費生活C〉

⇒フッ素樹脂は体内に入っても消化吸収されずにそのまま排出されてしまいます。日本弗素樹脂工業会のHPにもFAQが掲載されています (<http://www.jfia.gr.jp/qa.htm>)。

製品の注意表示で記載がなく、メーカーも問題ないといっているのならばそれ以上の情報はありません。

- ◆ 〈古い枕木を使った門柱や花壇の安全性〉 自宅の庭を改修するに当たり、門柱や花壇に古い枕木を使うことを、業者から提案されている。しかし、国民生活センターの商品テストに、古い枕木が「家庭用として使用するには適さない」とされていることを知り、不安になった。家族には小さな子供もいる。このまま、古い枕木を使用してよいものだろうか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒ご指摘の国民生活センターの商品テスト

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110804_2.html) では、確かに検査した枕木から発がん性物質が検出されており、依頼センターのあっせんにより、枕木は撤去されています。ご相談の件の場合、使用する枕木の状態や施工方法などによって、使用の可否は一概には申せません。幸い施工前とのことですので、ご心配な点を率直に、施工業者と話し合われてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈クレオソートの安全性〉 中古の枕木を使用して、表に階段を作っている。枕木からクレオソート臭がするので、インターネットで調べると、毒性があるとなっている。小さな子どもがいるので心配になった。クレオソートを無害化する方法は無いか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。なお、枕木がいつ製造された物かは分からない。(中年の男性) 〈消費者〉

⇒当センターでは、クレオソートの無害化に関する知見はありません。ご参考までに、国際がん研究機関(IARC)では、石炭由来のクレオソート油を、発がん性評価区分2A「ヒトに対する発癌性がおそらくある混合物」に分類しています

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/61789-28-4.html>)。国内では、2004年にクレオソート油に含まれる3物質が『家庭用品規制法』の規制対象物質となり、クレオソート油を含有する家庭用防腐剤・防虫剤や、それを用いて処理された家庭用の防腐木材・防虫木材中の含有量が規制されています。これを受けて業界では2004年以降、『家庭用品規制法』の規制に適合したクレオソート油を、製造・販売しています。

- ◆ <樹脂製のタライの安全性> 先日デパートで、タライを購入した。自宅に帰って表示を確認したところ、材質が『ポリプロピレン』と書かれてあった。化学製品については、全く知識がないのだが、ポリプロピレンは普段に使用して安全なのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒ポリプロピレンは、身の回りでよく使われている、安全性が確認されている樹脂です。例えば、日本プラスチック工業連盟の『安全性についてのQ&A』

(http://www.jpif.gr.jp/2hello/conts/qa1_c.htm) には、『ポリスチレン、ポリプロピレンなどは、動物実験で実際に食べさせてみた結果、安全が確認されています』との記載があります。お問合せのタライについても、日常生活で通常の使い方であれば、安心してご使用いただけます。

- ◆ <カビ取り剤と洗濯洗剤の混合危険性> 先日、浴槽のタイルを、塩素系のカビ取り剤◇◇で掃除をしていた。この時、△△社の洗濯用粉末洗剤〇〇を洗濯機に入れて、衣類の洗濯を並行して行った。しかし、◇◇には『まぜるな危険』の表示があり、酸性タイプの製品と混ぜると、有害なガスが発生すると書かれており、一方〇〇には酸素系漂白剤が配合されていると書いてある。浴槽の掃除排水と洗濯排水が、排水管内で混ざって、有害なガスが発生することがあるだろうか。(中高年の女性) <消費者>

⇒酸素系漂白剤を配合した〇〇は、水に溶かしても酸性にはならず、塩素系カビ取り剤と混ぜても有害な塩素ガスが発生することはありません。

- ◆ <隣家から漂うニオイの安全性> 自宅(一戸建て)の隣の家から、柔軟剤によるものと思われる強いニオイが漂い、迷惑している。このニオイの成分は人体に有害ではないのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性) <消費者>

⇒日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」

(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、国際化粧品香料協会(IFRA)が設けたスタンダードにそって、各国の香料工業会等が香料の使用を自主規制することで、その安全性を確保しているとのこと。なお、ニオイの感じ方は個人差も大きく、日本石鹼洗剤工業会でも、「柔軟仕上げ剤を使うときのポイント」として、「香りを心地よく楽しむために、周りの方に配慮した適正な使用をお願いいたします」と啓発しています。

- ◆ <蛍光剤入り障子紙の安全性> 自宅の障子紙の張替を思い立ち、スーパーで△△社の障子紙を購入した。しかし、張り替える前に商品を確認したところ、「材質」に「蛍光剤配合」と書かれてあることに気が付いた。自分は目が悪くなってきているのだが、蛍光剤は身体や目に安全な

ものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介を受けた。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、個々の製品について安全性等の情報は、持ち合わせておりません。製品個々の安全性等については、その製造・販売元が責任もってお答えします。本製品の安全性は、△△社にお問い合わせください。ご参考までに、蛍光剤の安全性については、国内では日本石鹼洗剤工業会がその安全性を評価し、「ヒトの健康と環境へのリスクは低い」としています(例えば http://jsda.org/w/02_anzen/3kankyo_12.html)。また化成品工業協会でも、蛍光増白剤の安全性に関連した質問に対する回答が用意されています。

- ◆ 〈洗剤の小分け販売時に必要な事〉 卸売業をしている。洗剤を小分けして販売したいと思っているが、どのようなことに気を付けたらよいか。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は洗剤の購入元にお尋ね下さい。

◆ 意見・報告等

- ◆ 〈化学物質のニオイでアレルギー〉 3年ほど前から、線香、蚊取り線香、柔軟剤、洗剤、芳香剤、香料などのニオイに、アレルギーを発症するようになった。地球規模で環境が汚染されていると感じている。メーカーは、国の規制を待たずに、化学物質の安全性を確認し、自主的に使用を見直すなどの対応を取るべきである。たくさんの方が、化学製品によって被害を受けている事実を、広く世間に知らしめたい。化学製品PL相談センターは消費者庁から紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒ニオイの感じ方は個人差もあり、製品の品質には問題がなくても、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

2. 入手資料の紹介

—2016年3月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2016年2月度）」
2. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2016. 2
3. 家電製品PLセンター「インフォメーション《2016年2月度》」
4. 一般財団法人消費科学センター 「消費の道しるべ」3月号

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。

（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）

- ① ご氏名（フリガナ）
- ② お勤め先（フリガナ）
- ③ ご所属・お役職・ご担当など
- ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ ご連絡いただきました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

3. メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の概要のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

- * 消費者庁は、徳島県への「お試し移転」を4日間実施。7月の試験執務を経て、8月末までに移転を判断する。(3/18 産経、毎日、朝日)
- * 内閣府食品安全委員会は、野菜や穀物などを高温で調理した際に発生する、発がん性の「アクリルアミド」について、「できる限り低減に努める必要がある」との評価書案を公表、意見を募集中。(2/26 毎日、3/4 朝日、3/5 読売)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

.....★ 出前講師のご案内 ★.....

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当 : 登坂(トサカ))

暮らしに役立つマークの話

SDSについて

GHS では、化学品の安全な取り扱いを確保するために、安全データシート（SDS : Safety Data Sheet）を用意して、「化学物質又はそれを含有する製品」（以下、「化学品」）の危険有害性等に関する情報を伝達することを規定しています。今回は、SDS について概要をご説明しましょう。

前回記載しましたように、SDS は GHS の中で「分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段」とされています。我が国では現在のところ、GHS は事業者間での取引を対象としており、一般消費者への SDS の提供は義務付けられていません。しかし、消費者が化学製品の安全性等についてメーカーや販売店に問合せた際などに、SDS を目にする場合があります。

SDS の提供義務

指定された対象化学物質を含有する製品を事業者間で譲渡・提供する場合に、SDS を提供することは、化学物質排出把握管理促進法（化管法）で義務付けられています¹⁾。化管法では 562 物質をリストアップし、これらの化学物質を定められた濃度以上含有する化学品について、事業者間における SDS の提供を義務付けています²⁾。また、労働安全衛生法（労安法）及び毒物及び劇物取締法（毒劇法）においても、同様の制度が実施されています。

SDS の記載内容

SDS の記載方法や記載内容については、日本工業規格（JIS）がその詳細を示しています。JIS Z7253:2012 に従えば、GHS に準拠した SDS やラベルを作成することができるようになっています。また、経済産業省も、SDS の標準的な書式を、以下の様に掲載しています（要約）³⁾。

1 化学品及び会社情報 化学品の名称と提供者に関する情報を記載する 【化学品の名称】 <化学物質名>・・・単一の化学物質の場合 <製品名>・・・混合製品の場合 【提供者の情報】 <社名、住所、担当部局・担当者と連絡先> <後略>
2 危険有害性の要約 化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨を明確、かつ、簡潔に記載する。 化学品が GHS 分類に該当する場合には、化学品の GHS 分類及び絵表示等を記載する。
3 組成及び成分情報 化学品に含まれる指定化学物質の組成、含有率等を記載する <前略> 混合物の場合、危険有害性があると判断され、かつ濃度限界以上含有する成分については、すべての危険有害成分を記載することが望ましい <後略>
4 応急措置 従業員等がばく露した時などの応急時取るべき措置の内容を記載する <吸入した場合> <皮膚に付着した場合> <目に入った場合> <飲み込んだ場合>
5 火災時の措置 火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載する <適切な消火剤> <使ってはならない消火剤>
6 漏出時の措置 化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載する <人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置> <環境に対する注意事項> <封じ込め及び浄化の方法及び機材 回収、中和などの浄化の方法及び機材等>
7 取扱い及び保管上の注意 化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載する <取扱い上の注意事項> • 取扱者のばく露防止策 • 火災、爆発の防止などの適切な技術的対策 • エアロゾル・粉じんの発生防止策 <保管上の注意事項> • 混合接触させてはならない化学物質 • 保管条件 など
8 ばく露防止及び保護措置 <前略>ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載する <ばく露防止> • ばく露限界値 • 生物学的指標等の許容濃度 • 可能な限りばく露を軽減するための設備対策（設備の密閉、洗浄設備の設置など） <保護措置> • 適切な保護具（マスク、ゴーグル、手袋の着用など）

<p>9 物理的及び化学的性質 化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載する <化学品の外観（物理的状态、形状、色など）> <臭い> <凝固点、沸点、融点、初留点及び沸騰範囲> <引火点、自然発火温度> <燃焼又は爆発範囲の上限、下限> <蒸気圧、蒸気密度> <比重（相対密度）> <溶解度> など</p>
<p>10 安定性及び反応性 化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載する <避けるべき条件（静電放電、衝撃、振動など）> <混触危険物質> <危険有害な分解生成物> など</p>
<p>11 有害性情報 化学品の人に対する各種の有害性について記載する <急性毒性> <皮膚腐食性及び皮膚刺激性> <眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性> <呼吸器感作性又は皮膚感作性> <生殖細胞変異原性> <発がん性> <生殖毒性> <特定標的臓器毒性、単回ばく露> <特定標的臓器毒性、反復ばく露> <吸引性呼吸器有害性></p>
<p>12 環境影響情報 化学品の環境中での影響や挙動に関する情報を記載する <生態毒性> <残留性・分解性> <生体蓄積性> <土壌中の移動性> <オゾン層有害性> など</p>
<p>13 廃棄上の注意 化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載する項目です。 <安全で環境上望ましい廃棄の方法> <容器・包装の適正な処理方法> など</p>
<p>14 輸送上の注意 化学品を輸送する際に注意すべき点について記載する <輸送に関する国際規制によるコード及び分類> など</p>
<p>15 適用法令 化学品が化学物質排出把握管理促進法に基づく SDS 提供義務の対象となる旨を記載するとともに、適用される他法令についての情報を記載する</p>
<p>16 その他の情報 15 までの項目以外で必要と考えられる情報を記載する 2 で含有率について何か推計式を用いて算出した場合もこちらにその説明を書く <引用文献> <作成年月日、改訂情報> <（必要なら）含有率の説明> <その他></p>

SDS の記載事項は、専門性の高い内容も多く含まれています。その記号や数値、分類の意味するところなど、疑問に感じる点については、メーカーや関連部署などの専門家に助言を求められるとよいでしょう。

1) 経済産業省『化管法 SDS 制度』

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds6.html

2) 経済産業省『化管法 SDS 制度 対象化学物質』

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html

3) 経済産業省『化管法 SDS 標準的な書式』

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html